申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		用途変更における確認
根拠法令及び条項		建築基準法第８７条第１項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定（法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため）
	参考事項	解釈文書等 「建築基準法質疑応答集」（第一法規　平成元年）
	設定等年月日	年　月　日設定（　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	３５日
	設定等年月日	平成１６年４月１日設定（　年　月　日最終変更）